

告 示

埼玉県告示第五百五十号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年七月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 知事指定薬物

イ 1―（ベンゾ「*d*」〔1・3〕ジオキソール―5―イル）―2―（シクロヘキシルアミノ）プロパン―1―オン（通称名 *Cyputylone*、*N*―*Cyclohexylmethylon*e）及びその塩類

ロ 2―〔2―〔4―エトキシフェニル〕メチル〕―5―ニトロ―1―*H*―ベンゾ「*d*」イミダゾール―1―イル〕―*N*―エチルエタン―1―アミン（通称名 *N*―*Desethyletonitazene*）及びその塩類

ハ（8*R*）―6―アリル―*N*・*N*―ジエチル―1―（チオフエン）―2―カルボニル）―9・10―ジデヒドロエルゴリン―8―カルボキシアミド（通称名 1 *TALLAD*）及びその塩類

二 効力発生の日

令和七年七月四日